

日薬業発第129号
平成29年7月14日

都道府県薬剤師会会長殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

**生涯学習支援システム JPALS クリニカルラダーレベル5、6の
認定制度への移行準備に伴う仕組み変更について**

平素より生涯学習の推進、JPALS の普及につきまして種々ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、専門医の認定制度に関しては、第三者認証を取得する方向で検討が進んでおり、薬剤師の分野におきましては、その役割を薬剤師認定制度認証機構（CPC）が担っております。本会としては、薬剤師の将来を見据え、JPALS のCPC 認証取得の可能性、及び JPALS の今後の運営方針について検討を重ねてまいりました。

この程、JPALS について CPC の認証を取得し、クリニカルラダー（CL）レベル5、6を認定薬剤師として標榜できるように、準備・調整を進めていくことといたしましたのでご報告いたします。

これに伴い、年度内の3月末までに認定できる仕組みにするため、Web テスト期間の変更等、JPALS の仕組みについての変更が生じたので併せてお知らせいたします。具体的には、今年度から、**実践記録の提出期限を1月10日に早め**、Web テストの実施期間を3月1日～31日までといたします。この措置については、CL レベル5、6だけではなく、**全 CL レベルが対象**となりますのでご留意ください。変更に関する詳細は、別紙をご確認ください。

実践記録の提出期限変更等に関する JPALS の利用者への周知については、近日に利用者に対してメール送信するほか、JPALS 上の「日本薬剤師会からのお知らせ」で案内してまいります。都道府県薬剤師会におかれましても利用者からの問い合わせへのご対応について、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、2016年度に行われた、CL レベル4以上の JPALS 利用者が日本薬剤師研修センター「研修認定薬剤師」を取得できる措置については、2016年度のみ対応となりましたことを申し添えます。

JPALS の変更点について

1. 実践記録について

(1) 日本薬剤師会への提出期間の変更

2017年度の提出期間は、2017年4月1日～2018年1月10日となります。
2018年度以降の提出期間は、1月11日～翌年1月10日となります。

(注1) 期間内に決められた本数の提出がない場合、レベルの維持・昇格の対象となりません。

(注2) 提出済みの実践記録については、1月11日以降に追記・修正できません。(自分用)として保存するものは、追記・修正が可能です。

(2) 実践記録の記載について

提出される実践記録には、「この研修のまとめ」欄に、学習内容が記録されていることに加え、タイトルとその記録に整合性があることが必須となります。

提出された実践記録が記載不十分の場合、当該年度のWebテストの受験が認められないことがあります。

(3) 実践記録提出の際の必須条件の変更

2018年1月11日以降の実践記録提出分より、STEP2「PS登録を行う」のチェックが必須となります。

学習内容に該当するPSを必ず登録してください。選択されませんと、STEP3に進むことができません。

なお、既存のPSに該当しない学習内容の場合には、新たな選択肢として、領域ごとに「その他」のPS番号を設けましたので登録してください。

● 「その他」のPS番号

ヒューマニズム (倫理)	1-0-0
医薬品の適正使用 (安全性、経済性)	2-0-0
地域住民の健康増進 (薬物乱用防止、セルフメディケーション)	3-0-0
リスクマネジメント	4-0-0
法律制度の遵守	5-0-0
該当する領域なし	0-0-0

「その他」のPSの追加は12月末の予定です。
現時点ではこのPSはございませんのでご留意ください。

2. Webテスト期間について

2017年度のWebテスト期間は、2018年3月1日～31日となります。